

介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、介護職員の確保及び資質向上を図るため、介護事業所の職員（以下「従事者」という。）の介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号イ及びロに掲げる研修をいう。以下「研修」という。）の受講を支援する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行する地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

(補助対象事業等)

第3条 補助事業者、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費に対し、他に補助や助成を受けている場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 補助事業者は、補助金交付申請書を知事が別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

- 第5条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付決定を規則第14条の規定による補助金の額の確定と併せて行い、別記第2号様式により補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 規則第8条第1項の申請の取下げは、規則第5条の規定による補助金の交付決定の日から起算して15日以内に別記第3号様式による取下書を提出するものとする。

(実績報告)

- 第7条 規則第13条の規定による実績の報告は、補助金交付申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

(補助金の交付の請求)

- 第8条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第4号様式による補助金の交付請求書を知事に提出しなければならない。

(書類、帳簿等の保存期間)

- 第9条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

(暴力団の排除)

- 第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行し、平成28年4月1日から実施する補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月19日から施行し、平成30年4月1日から実施する補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日以後に実施する補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業者	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助金の額
<p>県内で次に掲げる事業のいずれかを行う法人をいう。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業</p> <p>(2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業</p> <p>(3) 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業</p> <p>(4) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業</p> <p>(5) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業</p> <p>(6) 法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する地域支援事業</p>	<p>次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当分を除く。）</p> <p>(1) 補助事業者が、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロの介護員養成研修事業者（以下「研修事業者」という。）が実施する介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修に直接支払った従事者に係る受講経費（必須テキスト代及び実習費を含み、補講料、追加受験料等を除く。以下同じ。）</p> <p>(2) 従事者が介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の研修事業者に直接支払った受講経費の全部又は一部に対して、補助事業者が当該従事者に支払った支給金（給与、賃金、諸手当等と明確に区別して支給したものに限る）。</p>	<p>従事者1人当たり</p> <p>(1) 介護職員初任者研修 8万円</p> <p>(2) 生活援助従事者研修 4万円</p>	<p>従事者ごとに、補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して、いずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を合計した額</p>

(備考) 「従事者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 補助事業者が直接雇用契約を締結していること。
- (2) 知事が別に指定する期間内に研修を修了し、研修機関が発行する修了証明書の交付を受けていること。
- (3) 補助事業者が運営する県内の事業所に、介護職員として3か月以上就労していること。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

年度介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援
事業費補助金交付申請書

年度介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額（精算額）調書（別紙1）
- (2) 受講した介護従事者の就労証明書（別紙2）
- (3) 受講経費の領収書（写）又はクレジット契約証明書（利用証明書）
- (4) 受講料、テキスト代等の内訳が分かる書類（研修案内等）
- (5) 補助事業者が介護従事者に支給した場合は、支給明細書の写し
- (6) 研修機関が発行する修了証明書（写）

3 申請にあたっての誓約事項

本事業の他に、受講経費の補助及び助成は受けておらず、受講経費の補助及び助成に係る申請も行っていません（交付要綱第3条関係）。

別紙1

年度介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金所要額（精算額）調書

研修修了者 氏名	研修機関名	受講期間	修了 年月日	受講経費(円) <u>(税抜)</u> (A)	受講経費のうち事 業者が負担した額 (円) <u>(税抜)</u> (B)	基準額 (C)	県補助所要額 (精算額) (D)	費用負担 方法
				円	円	円	円	
				円	円	円	円	
				円	円	円	円	
				円	円	円	円	
合 計				円	円	円	円	

- 注1 受講経費は、必須テキスト代及び実習費を含み、補講料、追試受験料等を除きます。
- 2 消費税及び地方消費税相当分については、補助対象となりませんので、(A)欄及び(B)欄については、消費税及び地方消費税相当分を除外した額を記入してください。
- 3 (C)欄は、交付基準額（初任者研修：80,000円、生活援助従事者研修：40,000円）を記入してください。
- 4 (D)欄には、(B)欄及び(C)欄を比較していずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を記入してください。
- 5 「費用負担方法」欄は、事業者が直接受講経費を支払った場合は「直接負担」、従事者に支給した場合は「支給金」と記載してください。
- 6 行が足りない場合は、適宜追加してください。

別紙2

年　月　日

就労証明書

岐阜県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

下記のとおり就労していることを証明します。

被雇用者	氏名	
	年齢	
就労事業所 ^{※1}	名称	
	施設・サービス種別	
	事業所番号	
	所在地	
雇用形態 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非常勤職員、パート、アルバイト <input type="checkbox"/> その他（ ）	
就労開始日	介護職員として 年 月 日から継続して就労しています。	
本件に係る事務担当者		担当連絡先 電話番号

- 注 1 就労事業所は、岐阜県内ののみ対象とします（法人の所在地は、県外でも可とします）。
 また、交付要綱別表第1欄に掲げる事業を提供する事業所に、介護職員として3か月以上継続して就労し、かつ、申請時においても就労が継続されている必要があります。
- 2 事業者において直接雇用されていない従事者（派遣社員等）は、対象となりません。

第2号様式（第5条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

岐阜県知事

年度介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援
事業費補助金の交付決定及び額の確定について（通知）

年　　月　　日付けで申請がありました、　　年度介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、併せて額の確定をしたので、通知します。

記

- 1 交付決定額　　金　　円
(確定額)
- 2 交付の条件　　岐阜県補助金等交付規則及び介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事様

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

年度介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援
事業費補助金に係る交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度
初任者研修・生活援助従事者研修支援事業補助金に係る交付申請を下記の理由により取り下げます。

記

(理由)

第4号様式（第8条関係）

第　　号
年　　月　　日

岐阜県知事様

法人所在地
法人名称
代表者職氏名

年度介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援
事業費補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた　　年度
介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金について、下記のと
おり支払われるよう請求します。

記

1　請求金額　　金　　円

2　振込先金融機関及び本(支)店名

3　預金種別

4　口座番号

5　口座名義（フリガナ）

発行責任者氏名		担当者氏名	
担当連絡先電話番号			